

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 福祉部障がい福祉課

番号 7

許認可等の内容		特定障害者特別給付費の支給
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第34条第1項
審 査 基 準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第20条、第21条第1項及び第3項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第14条第1項及び第2項
	基準 (未設定の場合は その理由)	支給決定については、次の基準により行う。 ・介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） ・茅ヶ崎市支給決定基準
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数 30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）